

北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者や障害者をはじめ、すべての道民が公共的施設などを円滑に利用できる福祉のまちづくりをすすめるため、「北海道福祉のまちづくり条例」第15条に基づき、国、北海道、市町村、事業者及び道民が一体となって福祉のまちづくりに取り組むことを目的として、北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、福祉のまちづくりが推進されるよう、次の各号に掲げる事項について連絡協議を行う。

- (1) 福祉のまちづくりの普及啓発に関する事項
- (2) 福祉のまちづくりに関し関係団体間及び行政機関との情報交換、連絡調整に関する事項
- (3) その他、福祉のまちづくりの推進に資する事項

(協議会の構成等)

第3条 協議会は、建築、経済・労働・金融、交通、社会福祉・医療等の各分野を代表する団体及び行政機関等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- 2 協議会の構成員は、構成団体から選出されるものとする。
- 3 協議会には、会長及び副会長を置き、構成員の中から互選する。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 協議会は、会長が招集する。

(幹事会)

第4条 協議会に、協議会の円滑な運営に資するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が指名する構成団体で構成する。
- 3 幹事会は、会長が会務を総理する。
- 4 幹事会は、会長が招集する。

(北海道福祉のまちづくりワーキンググループの設置)

第5条 福祉のまちづくりに関し、当面する課題などを検討するため、北海道福祉のまちづくりワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置することができる。

- 2 ワーキンググループに属すべき構成団体は会長が指名する。
- 3 ワーキンググループにおける検討内容は、毎年度、幹事会で決定する。
- 4 ワーキンググループには、必要がある場合、構成員以外の者を加えることができる。

(関係者の意見聴取)

第6条 協議会は必要により関係者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、北海道保健福祉部福祉局地域福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月12日から施行する。

この要綱は、平成14年7月16日から施行する。

この要綱は、平成15年9月12日から施行する。

この要綱は、平成18年5月19日から施行する。

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。

北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会 構成団体

区分	構成団体
関係	建 (一財)北海道建築指導センター (一社)北海道建築士会 (一社)北海道建築士事務所協会 (公財)建築技術教育普及センター北海道支部 (一社)北海道建築技術協会 (公社)日本建築家協会北海道支部 (一社)日本ツーバイフォー建築協会北海道支部 (一社)プレハブ建築協会北海道支部 (一社)北海道ビルチング協会 (公財)ノーマライゼーション住宅財団 (一財)北海道住宅協会 (一社)北海道設備設計事務所協会 (一社)日本エレベーター協会北海道支部 (一社)建築設備技術者協会北海道支部 (一社)北海道建設業協会
	15 係 建 (一社)北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会 北海道商店街振興組合連合会 (公財)北海道中小企業総合支援センター 北海道百貨店協会 日本チェーンストア協会北海道支部 北海道石油業協同組合連合会 北海道書店商業組合 北海道生活協同組合連合会 ホクレン農業協同組合連合会 (一社)日本フードサービス協会 北海道生活衛生同業組合連合会 (公財)北海道生活衛生営業指導センター 北海道料理飲食業生活衛生同業組合 北海道喫茶飲食生活衛生同業組合 北海道麺類飲食業生活衛生同業組合 北海道酪農生活衛生同業組合 北海道食肉生活衛生同業組合 北海道理容生活衛生同業組合 北海道美容業生活衛生同業組合 (一社)北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 北海道クリーニング生活衛生同業組合 北海道公衆浴場業生活衛生同業組合 北海道社交飲食生活衛生同業組合 北海道興行生活衛生同業組合 北海道中華料理生活衛生同業組合 (公社)北海道観光振興機構 日本ホテル協会北海道支部 日本旅館協会北海道支部連合会 北海道農業協同組合中央会 北海道中小企業団体中央会 北海道木材産業協同組合連合会 (公社)日本青年会議所北海道地区協議会 東日本電信電話(株)北海道支店 北海道電力(株)

区分	構成団体
関係	7 経済・労働・金融 日本労働組合総連合会北海道連合会 (一社)生命保険協会札幌協会 (一社)札幌銀行協会 (一社)北海道信用組合協会 (一社)北海道信用金庫協会 (一社)日本旅行業協会北海道支部 (一社)全国旅行業協会北海道支部
	6 交通 北海道旅客鉄道(株) (一社)北海道バス協会 (一社)北海道ハイヤー協会 北海道旅客船協会 (株)AIRDO (株)北海道エアシステム
関係	23 社会福祉 (社福)北海道社会福祉協議会 (公財)北海道地域活動振興協会 (公財)北海道民生委員児童委員連盟 (公財)北海道障がい者スポーツ協会 (一社)北海道消費者協会 北海道女性団体連絡協議会 (一社)北海道医師会 (一社)北海道歯科医師会 (公社)北海道看護協会 (公社)北海道理学療法士会 (公社)北海道作業療法士会 (一社)北海道身体障害者福祉協会 (公財)北海道肢体不自由児者福祉連合協会 (一社)北海道視覚障害者福祉連合会 (公社)北海道ろうあ連盟 (一財)北海道難病連 (一社)北海道精神障害者家族連合会 (一社)北海道手をつなぐ育成会 (一社)北海道知的障がい福祉協会 (一社)北海道障がい者職親連合会 (一財)北海道老人クラブ連合会 (一社)日本福祉用具供給協会北海道ブロック (特非)札幌チャレンジド
	9 行政 経済産業省北海道経済産業局 国土交通省北海道開発局 国土交通省北海道運輸局 厚生労働省北海道労働局 北海道市長会 北海道町村会 北海道教育委員会 北海道警察本部 北海道 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 保健福祉部健康安全局地域保健課 経済部観光局 経済部労働政策局雇用労政課 建設部建設政策局建設政策課
35	事務局 保健福祉部福祉局地域福祉課

7

6

23

9

計95